

奈良県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年三月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

名 称	所 在 地
宇陀市人権交流センター	宇陀市菟田野古市場 1 4 0 1 - 1
駒帰地区集落集会所	宇陀市菟田野駒帰 1 8 6 - 5
山辺三地区構造改善センター	宇陀市榛原山辺三 1 2 3 9 - 1
戒場地区構造改善センター	宇陀市榛原戒場 8 1 8 - 2
駅前公民館	宇陀市榛原萩原 2 8 3 9 - 3
雨師農業推進センター	宇陀市榛原雨師 1 2 4 - 3
石田公民館	宇陀市榛原石田 5 5 4 - 1
萩乃里公民館	宇陀市榛原萩乃里 1 6 8 - 2
菟田川公民館	宇陀市榛原萩原 2 5 1 5 - 5
ひのき坂公民館	宇陀市榛原ひのき坂 1 - 3 8